

審 査 メ モ

1 今回申請された変更について

- 農業経営統計調査（以下「本調査」という。）について、今回、以下に掲げる変更が予定されている。

(1) 調査の重点化

- ・ 経営統計調査について、個人経営体のうち、「主業経営体」「準主業経営体」については、全ての調査事項の回答を求める一方、「副業的経営体」については、「基本項目」のみの把握に変更

(2) 調査事項の見直し等

- ・ 経営統計調査の調査事項の一部について、結果の利活用及び報告者の負担軽減の観点から変更又は削除
- ・ 生産費調査の調査事項の一部について、他計方式（聞き取り）から自計方式（調査票への記入）に変更
- ・ 調査事項の一部について、プレプリントを実施

(3) 標本設計の見直し

- ・ 農林業センサスの母集団更新及び前回答申の課題を踏まえた検証結果等を踏まえ標本設計を見直し

(4) 公表時期の変更

- ・ 経営統計調査の公表時期を2か月繰下げ
- ・ 生産費調査の「てんさい」の公表時期を1か月、「畜産物」の公表時期を2か月繰下げ

(1) 調査の重点化（ロングフォーム・ショートフォームの導入）

(変更内容)

経営統計調査について、調査事項を「基本項目」と「詳細項目」に区分し、個人経営体のうち、副業的経営体については、基本項目のみ回答を求める

区分		調査事項	
		基本項目	詳細項目
個人経営体	主業経営体	○	○
	準主業経営体		
	副業的経営体	○	×
法人経営体	—	○	○

(参考) 個人経営体の区分は、以下のとおり

区分		所得に占める農業所得の比率	
		50%以上	50%未満
自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員	いる	主業経営体	準主業経営体
	いない	副業的経営体	

(審査状況)

ア 本調査は、営農類型、面積規模、農業地域等、様々な視点から農業経営の実態（1経営体当たりの平均的状況）を網羅的に把握することを目的とする調査である。

一方で、調査結果の利活用については、「農業経営の展望」(注)作成の基礎資料として使われ、多様な担い手により維持・発展が期待される経営体の情報が、より必要とされていると考えられる。

(注) 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の参考資料として公表されている。多様な担い手が地域の農業を維持・発展できるよう、他産業並の所得を目指しつつ、新たな技術等を活用した省力的かつ生産性の高い農業経営モデルを主な営農類型・地域別に提示するもの

イ したがって、今回の変更により、農業経営を主とする経営体（主業経営体）のほか、今後の担い手が存在し、さらなる成長が期待される経営体（準主業経営体）について、これまでどおり、詳細に情報を把握する一方、それ以外の経営体（副業的経営体）について、基本的な情報のみの報告にとどめることにする計画については、調査目的を踏まえた調査の重点化・効率化及び報告者の負担軽減の観点から、方向性として是認できるものとする。

ウ ただ、審査過程の説明において、「EBPMのため政策担当部局から組替集計により詳細な結果が求められる際には、一定規模以上の経営が求められる一方、小規模な経営の集計が求められることはない」とされている。

これを踏まえると、そもそも副業的経営体については、調査事項を減らすだけでなく、

今後の方向性として、本調査の調査対象とし続ける必要があるのかという観点の確認も必要と考えられる。

(論点)

- 1-1. 主業経営体及び準主業経営体に重点化することとした背景・必要性は何か。
- 1-2. 調査票の配り分けが発生する主業・準主業と副業を、『自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員』の有無によって区分しているが、高齢でも自営農業に従事する者が少なくないと思われる。経営に関する情報を収集する本調査の目的を踏まえて、この区分で線引きをすることは適切と言えるのか。
- 1-3. 基本項目と詳細項目の区分は、どのような考え方によりなされているか。
- 1-4. 基本項目については、ロングフォーム調査票とショートフォーム調査票の双方に共通しているが、調査票上の並びが異なると、集計時にミスが発生したり、二次利用の際の利便性が損なわれる懸念がある。については、ロングフォーム調査票においては、基本項目、詳細項目の順に並べ、ショートフォーム調査票の基本項目と同じ並びとするなどの配慮が必要ではないか。
- 1-5. 詳細項目を副業的経営体に求めなくなることで、作成される統計に支障はないか。
- 1-5の補足. 基本項目と詳細項目、それぞれ異なった方法で集計することになるのか。
- 1-6. 本調査は、5年間標本固定されるが、5年の間に、世帯員の年齢が65歳を超えた場合、区分が変更され、調査票も変更されるのか。

2. 申請された調査計画では、「基本項目」「詳細項目」の用語が、以下のとおり多義的に用いられる結果になっており、調査計画内での整合が図られていない。

区分	調査計画での記載	内容
調査票の表題	<ul style="list-style-type: none"> ・個人経営体用（詳細項目） ・個人経営体用（基本項目） 	<p>「詳細項目」とは、全ての調査事項、つまり、集計事項一覧でいう「基本項目」と「詳細項目」の両方を意味するものとして使用</p> <p><u>（「諮問の概要」4頁の説明と異なる）</u></p>
集計事項一覧	<ul style="list-style-type: none"> I 営農類型別経営統計 <ul style="list-style-type: none"> 1 個人経営体（基本項目） 2 個人経営体（詳細項目） 	<p>「基本項目」は全ての個人経営体に回答を求め、 「詳細項目」は副業的経営体以外に回答を求め、 事項という意味で使用</p> <p><u>（「諮問の概要」4頁の説明と同じ）</u></p>

については、調査票の表題について現状のままでは不適切であり、例えば、以下のような表題に修正する必要がある。

- (案1) 「個人経営体用（主業的経営体・準主業的経営体）」、「個人経営体用（副業的経営体）」
- (案2) 「個人経営体用（詳細調査）」、「個人経営体用（基本調査）」
- (案3) 「個人経営体用（A票）」、「個人経営体用（B票）」

3. 生産費調査についても、経営統計調査と同様のロングフォーム・ショートフォーム方式は導入できないのか。

(2) 調査事項の見直し等

(変更内容)

調査事項の一部について、別添1に掲げる変更を計画

(審査状況)

ア 本調査は、農業経営体における経理状況について回答を求めるものとなっているが、内容が詳細であることから、報告者負担が非常に大きな調査となっている。

イ このような状況を踏まえ、今回の変更では、前記(1)に記載した調査の重点化による記入範囲の縮減のほか、経営統計調査の調査事項の一部における必要性の乏しい事項についての削除を中心に、別添に掲げるとおり変更が予定されており、調査の効率化及び報告者の負担軽減の観点から、方向性として是認できるものとする。

ウ しかし、審査過程の説明において、「経営統計調査について、全ての調査対象経営体に対して、約600項目を調査しているが、公表している調査結果の利活用としては、経営状況を概観的に示す農業粗収益、農業経営費、農業所得など10数項目については、広く利活用があるものの、その他の項目については、一般ユーザーからの問合せは滅多にない状況」とされている。

これを踏まえると、事実上ニーズがなく、把握を取りやめても利活用上、支障が生じない項目は他にも多数あると想定されるところであり、それら事項を継続して調査事項としておくことは適当とは言えない。

については、継続的に必要な調査事項を精査・厳選した上で残し、それ以外の調査事項について報告を取りやめる方向で、今後も検討することが適当と考える。

(論点)

1. 今回削除する調査事項について、把握の必要がないとする理由は何か。
2. 調査事項の見直しに当たり、調査現場の意見は確認したのか。
3. 現状の利活用実態を踏まえると、報告者負担を軽減し、調査を円滑に実施するためにも、継続的把握が必要な調査事項を精査し、それ以外の調査事項を削減する余地があるのではないか。

(注) 生産費調査については、「農業機械の車検に係る自動車重量税・自賠責保険」について、調査票に追加する計画とされているが、これは、これまで他計方式(聞き取り)で行っていたものを自計方式(調査票への記入)に変更するものであって、実質的な追加はなく、個別の論点はない。

(変更内容)

調査事項の一部について、前年度の回答をあらかじめ調査票に印字し（プレプリント）、その確認・修正により回答を求める方式を実施

(審査状況)

ア 本調査は、農林業センサスにより標本選定を行っており、5年間は標本を固定して同一の報告者に対して調査を実施している。

そこで、標本替え後の2年目以降は、前年度の回答をあらかじめ調査票に印字し（プレプリント）、その確認によることを計画している。

これについては、報告者負担の軽減を図る観点からは望ましいことであるが、一方で、本調査の調査事項が多いこともあいまって、プレプリントした事項の修正漏れも懸念されるところである。

については、プレプリントの範囲、調査実施上の対応について確認しておく必要がある。

イ また、牛に関する生産費調査の実施に当たり、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号)に基づき農林水産省が保有している「牛個体識別台帳」(トレーサビリティデータ)の情報については、前回の変更から調査票へのプレプリントを実施しており、今回も報告者の了解が得られる範囲で、以下の事項についてプレプリントすることとしている。

調査票	調査事項
牛乳生産費調査票	搾乳牛等の所有状況
子牛生産費調査票	子牛の取引状況
育成牛・肥育牛生産費調査票	育成牛・肥育牛の取引状況

これについては、行政記録情報の活用による報告者の負担軽減に資するものであり、特に問題ないものとする。

(論点)

1. プレプリントは、どのような範囲、調査事項について行うか。
2. プレプリントする事項としない事項は、どのような考え方で分けているか。

(3) 標本設計の変更

(変更内容)

農林業センサスの母集団情報が更新されること、前回の変更において新たに設定していた目標精度の達成状況等を踏まえ、報告者数を変更

(審査状況)

- ア 本調査については、従前から、以下のような考え方で標本設計を行ってきた。
- ① 直近の農林業センサス及び集落営農実態調査から得られる情報を母集団とする
 - ② 1 経営体当たりの農業粗収益（生産費統計においては、計算単位当たり全参入生産費）を指標として面積規模別に目標精度を設定
 - ③ この目標精度を達成するため、面積規模別に無作為に抽出
- イ 今回、
- ① 経営統計調査について、前回、新たに目標精度を設定して標本設計を見直したことから、前回答申時に示された課題を踏まえ、実績精度等を確認の上、修正の要否を検討する必要があること、
 - ② 最新の農林業センサスの結果に母集団情報を更新することについて検討された結果として、基本的な考え方に変更はないが、**別添2**のとおり、目標精度及び報告者数の変更がなされている区分が少なくない。
- ウ これについて、今回の検討状況を確認するほか、個人経営体については、主業・準主業、副業の区分で調査票の配り分けがなされることも踏まえ、報告者の選定方法について確認する必要がある。

(論点)

1. 今回の目標精度及び報告者数の見直しは、どのような考え方により行われたか。
2. 本調査は「関東」など地域ごとにも公表されているが、目標精度の設定については「北海道」と「都府県」のみの設定となっており、地域ごとに設定する必要はないか。
3. 前回の答申において、経営統計調査の法人経営体及び生産費調査の組織法人経営体の報告者数を拡充する計画に対して、「農業経営体の構造変化や調査結果の利活用目的を踏まえたものであることから、適当である」とされているが、今回の変更において、経営統計調査の法人経営体の報告者数が削減されている。
これはどのような理由によるものか、前回の答申で示された趣旨に反しないか。
4. 今回から個人経営体については、主業・準主業、副業別に調査事項の範囲を変えることとされているが、標本設計の考え方や、報告者の選定手順において、主業、準主業及び副業の区分を考慮しない理由は何か。

《質問の趣旨》

経営統計調査の個人経営体については、経営規模別に階層を設けて無作為抽出することとされているが、主業・準主業・副業の区分（調査票の配り分けが行われる）を考慮した選定とはなっていない。

そのため、面積規模が小さい経営体について報告者を選定した結果、調査事項が少ない副業的経営体が多く選定されてしまうことも考えられる。

今回から個人経営体については、主業・準主業、副業の区分で調査事項の範囲を変更することとされているが、報告者を選定した結果として、主業経営体及び準主業経営体について、必要なサンプルサイズが確保できなかったということになるおそれがあるのではないか。

(4) 公表時期の繰下げ

(変更内容)

概要の公表時期について、次のとおり変更			
区分		現行計画	変更後
経営統計調査		調査実施翌年十月	調査実施翌年十二月
生産費調査	てんさい	調査実施翌年七月	調査実施翌年八月
	畜産物（牛乳等）	調査実施翌年十月	調査実施翌年十二月

(審査状況)

ア 本調査の公表時期については、現行は、別添3のとおりとされているが、このうち、概要の公表時期について、上記の変更を計画している。

イ この変更の必要性について、農林水産省は、大要以下のように回答している。

公的統計の早期公表が求められる中、公表時期の繰下げの申請をすること、恐縮に思っている。概要（いわゆる速報）の公表については、現在、調査の終了から半年程度で公表する計画としている。しかしながら、その一部について、1か月ないし2か月程度、計画よりも遅れている状況であり、公表を少しでも早く行うという趣旨は、私どもも重々承知しているが、調査票の回収から審査・集計に至るまでの業務について着実に対応した際、構造的に難しいところもあり、今回申請した内容で公表している実態となっている。もちろん、当省も、これでよし、としているわけではなく、本調査のうち、経営統計調査については、税務申告された情報をいただく部分も多いことを踏まえ、申告された情報が電子情報の場合、それを、本調査の調査票にそのまま取り込めるようにする方策について現在進行形で検討を重ねており、情報収集の効率化、ひいては、公表の早期化の余地はあると考えている。しかし、現時点で直ちに実装できる状況にはないため、現状にあっては、調査計画と実態の整合の観点からも、計画どおりの実施が難しい概要公表の一部について、計画を繰り下げさせていただこうと考えた次第である。逆に申し上げれば、これ以上、繰下げないよう、現状の維持に尽力していくという意思表示と受けとめていただけると幸いである。なお、調査結果の詳細結果、いわば「確報」に当たるものについては変更はなく、計画どおりの公表を継続していく。

なお、調査結果を利活用している、GDP統計を所管する内閣府等の関係機関に対し、今回の概要公表時期の繰下げについて支障の有無を確認したところ、特段の問題がないことを確認している。

ウ これについては、公表が遅れている現状を踏まえ、利活用に支障のない範囲で公表時期を繰下げするものであることから、やむを得ないものとする。

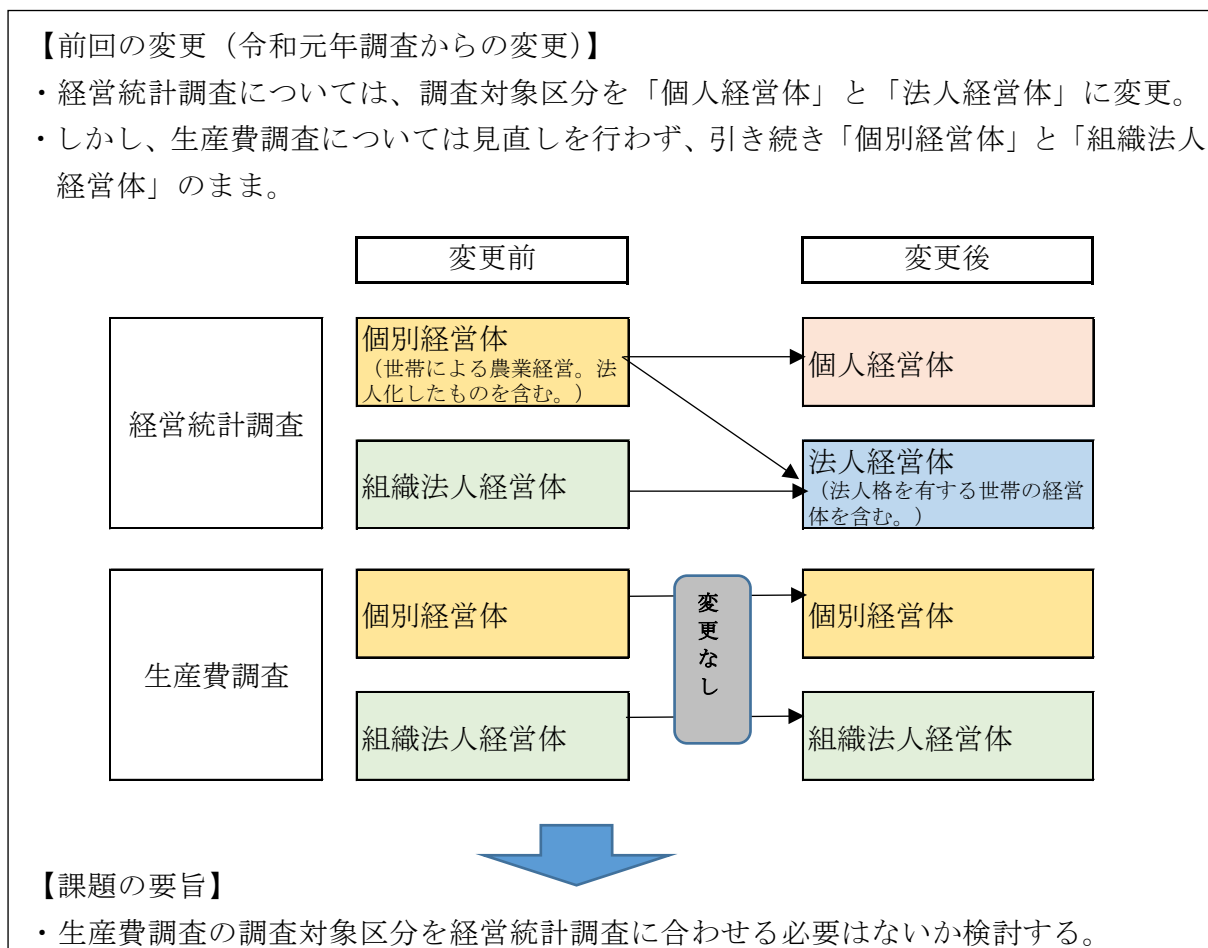
(論点)

1. 経営統計調査の結果について、一般ユーザーへの情報提供に支障は生じないか。
2. 生産費調査について、てんさいと畜産物だけに公表の繰下げが必要となるのは、特別の事情によるのか。

2 統計委員会諮問第116号の答申（平成30年11月22日付け統計委第13号）における「今後の課題」への対応状況等について

本調査については、統計委員会の諮問第116号の答申において、前回の変更を踏まえて、(1)～(5)の検討課題が指摘されている。

(1) 生産費調査の調査対象区分の検討



(注) 公的統計基本計画に計画事項としても記載

(審査状況)

ア この課題の検討状況について、農林水産省は、大要以下のとおり回答している。

生産費統計の結果は交付金の価格（単価）計算に用いられるなど、精度の高い結果が求められるとともに、その継続性も重視されている。

このため、調査対象区分を変更することは困難であり、生産費統計における調査対象区分は「個別経営体」と「組織法人経営体」から変更はしない。

イ この回答は、前回審議時から一貫してなされているものであるが、「個人経営体」、「法人経営体」に調査対象区分を変更したとしても、全国の農業経営体から営農類型別・規模別に報告者を選定することには変わり無く、調査対象区分を変更することによる具体的な支障は説明されていない。また、一つの調査の中で、農林業経営体の区分が異なる

ことは、利用者における理解等において支障がある懸念がある。

(論点)

1. 生産費調査の区分を経営体調査と同様、「個人経営体」、「法人経営体」に変更した場合、利活用上著しい支障はあるのか。あるとしたら、具体的にどのようなことか。
2. 統計利活用者からすると、経営統計調査と生産費調査の対応関係が分かりやすいことが望まれるところ、公表形態等で工夫する余地はないか。

(この課題に関連する今回の変更内容)

経営統計調査について、前回設けられた「法人経営体のうち組織法人経営体」の集計を削除

(審査状況)

ア 前回の変更において、経営統計調査の調査対象区分が、「個別経営体」、「組織法人経営体」から「個人経営体」、「法人経営体」に変更される一方、生産費調査は、引き続き「個別経営体」「組織法人経営体」とされたことから、答申において、

「法人経営体」について、「個別法人経営体（一戸一法人）」(注)及び「組織法人経営体」に区分した調査結果も継続して提供することにより、従前の調査結果との時系列比較に配慮する。

との指摘がなされた。

これを受けて、前回の変更の際、集計事項に「法人経営体のうち組織法人経営体」が追加され、変更前の「組織法人経営体」の結果との接続に配慮する対応がなされた。

イ しかし、今回この集計の削除が計画されている。

については、答申が出てからわずか3年で当該集計を削除することについて、その理由を確認する必要がある。

(論点)

- 「法人経営体のうち組織法人経営体」を削除する理由は何か。
生産費調査において、引き続き「個別経営体」「組織法人経営体」の区分で調査を継続することが計画されている中であって、経営統計調査と生産費調査相互の利活用に係る利便性の観点から、引き続き、集計すべきではないのか。

(2) 標本設計の必要な見直しの検討

【前回の変更（令和元年調査からの変更）】

- ・ 経営統計調査について、2020年農林業センサスの結果を基にした母集団情報の更新前でありつつも、調査対象区分の変更に伴い、標本設計を見直し



【課題の要旨】

- ・ 標本設計の変更の適切性について、事後的に精度検証を行い、必要な見直しを行う。

(審査状況)

この課題については、前記1の「(3) 標本設計の見直し」に係る審議の中で、併せて確認することとした。

(3) 調査結果の推計方法の妥当性の検証・検討

【前回の変更（令和元年調査からの変更）】

- ・ 新たに農林業センサスの結果をベンチマークとして、農業経営体全体の結果を推計することとしている



【課題要旨】

- ・ 個人経営体の減少、法人経営体の増加という構造変化が進行する中、適切な推計方法となっているか、ベンチマーク更新時に断層が生じないか検証・検討を行う。

(審査状況)

ア この課題の検討状況について、農林水産省は、大要以下のとおり回答している。

営農類型別経営統計は、従前から、農林業センサスの農業経営体数を母集団として復元推計しており、平成30年結果までは、直近の農林業センサスの農業経営体数を母集団として5年間固定して推計してきた。

これに対して、令和元年結果では、母集団となる農業経営体数を固定せず、推定母集団を毎年作成して復元推計する方法に見直した。

具体的には、

- ① 農林業センサス実施年は、当該農林業センサス結果に基づき母集団となる農業経営体数及び拡大乗率を決定（ベンチマークに設定）
- ② 農林業センサス実施年以降の4年間にあっては、ベンチマークである農林業センサス結果に毎年の農業構造動態調査の農業経営体数から算出した増減率を乗ずる
- ③ 農林業センサス実施年の4年後の推計する時点で、最新（推計翌年）の農林業センサス結果が公表されている場合には、最新の農林業センサスから前年の母集団を推計する

なお、ベンチマークの更新に伴い、調査結果に断層が生じたことはないと考えてい

るが、一方で、調査定義の変更から、調査結果に影響を及ぼす場合には、これまでもデータ比較が行えるよう新旧比較するための資料を公表してきたため、今後、仮に断層が生じた場合も同様に対応することを想定している。

イ 今回のベンチマーク更新に伴う断層の確認・検証は、2025年農林業センサスの結果が公表されないとできないことから、引き続き課題とすることとしたい。

(4) 調査票の構成及び調査事項の更なる見直しの検討

【前回の変更（令和元年調査からの変更）】

- ・「現金出納帳」、「作業日誌」、「経営台帳」の3種類の調査票を廃止し、「経営統計調査票」（個人・法人の2種）、「生産費調査票」（品目別等に16種類）に再編
- ・調査事項の再編



【課題要旨】

- ・調査票の構成及び調査事項の新設・再編等を抜本的に見直したことに伴う影響を精査し、必要な見直し・改善を検討する。

(注) 公的統計基本計画に計画事項としても記載

(審査状況)

この課題については、前記1の「(2) 調査事項の見直し」に係る審議の中で、併せて確認することとしたい。

(5) オンライン回答の推進の検討

【課題の要旨】

本調査における現行のオンライン回答率は1%にも満たない状況で推移していることから、報告者が回答しやすく、分かりやすい電子調査票への見直しやオンライン回答によるインセンティブが働くような情報提供等、オンライン回答率向上方策について検討する。

(審査状況)

ア この課題についての検討状況について、農林水産省は、大要以下のとおり回答している。

今後、営農類型別経営統計（個人経営体）において、青色申告決算書の項目番号などを調査票に明記するなど、オンラインによる回答のための環境整備をすすめることや、新技術（DX）を活用した調査手法の研究・開発を推進（令和3年度予算要求）について取り組んでいくこととしている。

イ ただ、そもそもオンラインが1%にも満たない状況を踏まえると、本調査について構造的にオンラインが困難又は不適な事情があると考えられるところであり、それを明確にせず、研究・開発をしても、実効性が上がらないのではないかと考える。

(論点)

1. 過去5年間のオンライン回答の推移はどのようになっているか。
2. そもそも1%にも満たない状況が続いていることについて、その理由と今後の見通しについて、どのように考えているか。
3. 結局のところ、調査事項が多すぎ、オンライン回答になじまない事情が大きいのではないか。
いわゆる「入口」である調査事項の大幅な取捨選択を図らずに、「出口」であるオンライン回答について検討を重ねても、実効性が上がらないのではないか。

調査事項の主な変更等

調査事項の変更

	区分	調査事項
経営統計調査	個人経営体用	【2】損益計算書 ・「ライスセンター・共同選果場の料金」の計上を、「荷造運搬手数料」から「地代・賃借料」に変更
		【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入 ・稲作について「稲（食用）」「稲（飼料用）」「稲わら・ぬか等」の区分の下で項目を再整理
		【10】労働の概要 ・臨時雇用者の労働時間について、個人別の記入から男女別の合計記入に変更
		【12】農業生産関連事業収支 ・農業生産関連事業収入について、内訳ごとの把握を廃止し、合計金額のみの把握に変更
経営統計調査	法人経営体用	【5】事業経費（製造原価報告書、販売費及び一般管理費） ・経営体の事業内容について、項目の冒頭に配置
		【9】生産概況及び農畜産物収入 ・稲作について「稲（食用）」「稲（飼料用）」「稲わら・ぬか等」の区分の下で項目を再整理
		【12】労働の概要 ・雇用形態別の年齢別農業労働時間について、臨時雇用者を除いて把握するよう変更
生産費調査	米生産費調査票 （個別経営体用） （組織法人経営体用）	【3】食用米の生産のために使用した資材等 ・「賃借料及び料金」の内訳として設けていた「もみすり・脱穀賃」を削除し、ライスセンター費、カントリーエレベーター費以外の個人等への委託料の項目として「上記以外の乾燥・調製委託料」を変更
	米生産費調査票 （個別経営体用）	【13】飼料用米の作付状況、費用及び労働時間 ・「その他」の費用に係る記述・表を削除し、「土地改良及び水利費」、「物件税及び公課諸負担」、「建物費」、「自動車費」及び「生産管理費」に変更
	牛乳生産費統計調査票	【11】搾乳牛等の所有状況 ・牛の転入・転出は、購入・売却以外にも発生することから、正確を期すため「購入・売却（該当に○）」を「異動区分（生産・購入・売却・死亡）」に変更
	子牛生産費・ 育成牛生産費・ 肥育牛生産費統計調査票	【2】調査対象畜の取引状況 ・牛の転入・転出は、購入・売却以外にも発生することから、正確を期すため「購入・売却（該当に○）」を「異動区分（生産・購入・売却・死亡）」に変更

調査事項の削除

区分		調査事項
経営統計調査	個人経営体用	【2】損益計算書のうち ・「荷造運賃手数料」における「うち市場手数料」及び「雑費」における「うち交際費」を削除
		【6】主要農業固定資産の状況のうち ・「自動車・農機具の保有状況」を削除
		【8】生産概況、農畜産物収入及び農作業受託収入のうち ・「豆類」における「うち小豆」を削除
		【12】農業生産関連事業収支のうち ・農業生産関連事業支出については、「商品仕入」「材料費」「外注費」「その他」の区分を削除 ・農業生産関連事業の概況、農産加工品の名称を削除
法人経営体用	法人経営体用	【8】主要農業固定資産の状況のうち ・「自動車・農機具の保有状況」を削除
		【9】生産概況及び農畜産物収入のうち ・「豆類」における「うち小豆」を削除
		【12】労働の概要のうち ・「農業従事者の年齢別日数別従者数」について、臨時雇用者を削除して記入することを明記 ・「雇用形態別の年齢別農業労働時間」について、臨時雇用者を除くとともに、構成員の年齢別農業労働時間を削除
		【13】農業生産関連事業収支のうち ・農業生産関連事業支出については、「商品仕入」「材料費のうち自家農産物」「外注費」「その他」の区分を削除 ・農業生産関連事業の概況、1年間の農業生産関連事業従事者数、農産加工品の名称を削除
生産費調査	米生産費調査票 (個別経営体用) (組織法人経営体用)	【1】経営の概況のうち ・「食用米生産における作業委託の状況」について、「育苗」及び「防除」以外の作業委託の数量を削除
	全ての農産物生産費調査票に共通	【4】物件税及び公課諸負担のうち ・税制改正により自動車取得税が廃止されたため、「自動車取得税」を削除
	全ての畜産物生産費調査票に共通	【4】物件税及び公課諸負担のうち ・税制改正により自動車取得税が廃止されたため、「自動車取得税」を削除

調査事項の追加

区分		調査事項
生産費調査	全ての農産物生産費調査票に共通	【9】農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況 ・別途聞き取りで把握していた農機具の車検時に支払う「自動車重量税」及び「自賠責保険」について、修繕費など同様に農機具ごとに記入できるよう記入欄を追加
	全ての畜産物生産費調査票に共通	【9】農業機械（生産管理機器を含む。）の所有状況 ・別途聞き取りで把握していた農機具の車検時に支払う「自動車重量税」及び「自賠責保険」について、修繕費など同様に農機具ごとに記入できるよう記入欄を追加

米生産費調査票 (個別経営体用)	【13】飼料用米の作付状況、費用及び労働時間 ・職員等の聞き取りにより補完していた、生産管理、間接労働の 区分を自計報告に追加
---------------------	---

(注) 本版は、調査項目が実質的に変更される箇所を抜粋したもの。(脚注の修正等については省略した)

別添 2

(1-1) 経営統計調査(個人経営体)

区分	現行					今回			
	母集団数 (2015センサス)	報告者数	目標精度	実績精度	目標精度とのかい離が 特に大きくなった理由	母集団数 (2020センサス)	報告者数	目標精度	目標精度を変更した理由
水田作	全国	732,052	742	—	—	520,198	768	2.0	北海道への標本の集中を避ける観点及び利活用の観点から、北海道と都府県とに区別していた設計を全国一つの設計とした。
	北海道	11,195	120	3.0	3.3	—	—	—	
	都府県	720,857	622	2.0	2.3	—	—	—	
畑作	全国	54,588	684	—	—	58,800	826	—	耕種経営は、母集団数の少ない花き作経営を除き、目標精度を統一する観点から3.0%とした。
	北海道	7,016	168	2.5	2.2	7,926	163	3.0	
	都府県	47,572	516	3.5	3.7	50,874	663	3.0	
野菜作	合計	200,341	865	—	—	159,191	818	—	耕種経営は、母集団数の少ない花き作経営を除き、目標精度を統一する観点から3.0%とした。
	露地	131,357	493	2.5	3.2	100,342	359	3.0	
	施設	68,984	372	3.0	3.3	58,849	459	3.0	
果樹作	—	145,202	448	3.5	4.0	126,808	556	3.0	耕種経営は、母集団数の少ない花き作経営を除き、目標精度を統一する観点から3.0%とした。
花き作	合計	25,854	137	—	—	19,312	147	—	北海道への標本の集中を避ける観点及び利活用の観点から、北海道と都府県とに区別していた設計を全国一つの設計とした。
	露地	10,244	91	8.0	9.4	7,701	105	8.0	
	施設	15,610	46	8.0	8.3	11,611	42	8.0	
酪農	全国	14,874	251	—	—	11,104	88	3.0	北海道への標本の集中を避ける観点及び利活用の観点から、北海道と都府県とに区別していた設計を全国一つの設計とした。
	北海道	5,700	73	3.0	3.3	—	—	—	
	都府県	9,174	178	2.0	2.1	—	—	—	
肉用牛	合計	33,474	226	—	—	25,982	307	—	稲作や肥育牛の販売を行う経営体が多いため。
	繁殖牛	27,225	124	4.0	5.7	22,110	181	4.0	
	肥育牛	6,249	102	4.0	5.9	3,872	126	4.0	
養豚	—	1,981	86	3.5	3.8	1,200	70	4.0	畜産経営は、母集団数の少ない採卵養鶏経営及びブロイラー経営を除き、目標精度を統一する観点から4.0%とした。
採卵養鶏	—	1,425	45	8.0	4.9	980	15	8.0	
ブロイラー養鶏	—	1,250	31	8.0	5.9	965	20	8.0	
その他	—	25,470	46	8.0	12.1	17,615	50	—	上記の営農類型に含まれない、軽種馬、養蜂等、統一基準での階層分けが困難なため。

(1-2) 経営統計調査(法人経営体)

区分	現行					今回			
	母集団数 (2015センサス)	報告者数	目標精度	実績精度	目標精度とのかい離が 特に大きくなった理由	母集団数 (2020センサス)	報告者数	目標精度	目標精度を変更した理由
水田作	全国	7,048	264	—	—	8,236	264	—	大雨、台風被害に起因した豊凶作変動
	集落営農	3,360	148	4.0	3.0	4,538	111	4.0	
	集落営農以外	3,688	116	4.0	5.6	3,698	153	4.0	
畑作	全国	1,549	71	—	—	3,189	126	—	大雨、台風被害に起因した豊凶作変動
	北海道	494	24	10.0	4.6	714	68	10.0	
	都府県	1,055	47	10.0	9.8	2,475	58	10.0	
野菜作	合計	4,057	242	—	—	4,848	100	—	大雨、台風被害に起因した豊凶作変動
	露地	2,214	121	10.0	6.8	2,523	43	10.0	
	施設	1,843	121	10.0	7.9	2,325	57	10.0	
果樹作	—	1,336	73	10.0	12.3	1,541	98	10.0	大雨、台風被害に起因した豊凶作変動
花き作	合計	1,186	51	—	—	1,113	65	—	必要経営体数が確保できていない(15/26)
	露地	230	26	10.0	25.3	240	36	10.0	
	施設	956	25	10.0	7.8	873	29	10.0	
酪農	—	1,288	31	10.0	14.8	1,660	26	10.0	多額の補助金が粗収益に含まれる特殊な経営体が発生
肉用牛	合計	1,168	71	—	—	1,612	38	—	稲作や肥育牛の販売を行う経営体が多い(経営の多角化)
	繁殖牛	301	26	10.0	14.6	502	23	10.0	
	肥育牛	867	45	10.0	7.4	1,110	15	10.0	
養豚	—	1,274	64	10.0	12.7	1,278	45	10.0	上位階層に粗収益のバラつきが大きい経営体が発生
採卵養鶏	—	968	55	10.0	15.3	892	58	10.0	最大階層に非常に大規模な経営体が含まれたため
ブロイラー養鶏	—	389	34	10.0	19.8	434	16	10.0	必要経営体数が確保できていない(19/34)、補助金が粗収益の過半を超える経営体発生
その他	—	2,215	16	10.0	23.4	2,321	25	—	上記の営農類型に含まれない、軽種馬、養蜂等、統一基準での階層分けが困難なため。

(2-1)生産費調査(個別経営体)

区分	現行					今回			
	母集団数 (2015センサス)	報告者数	目標精度	実績精度	目標精度とのかい離が 特に大きくなった理由	母集団数 (2020センサス)	報告者数	目標精度	目標精度を変更した理由
米	全国	871,831	810	—	—	673,743	818	—	
	北海道	13,165	91	2.0	2.1	10,433	105	2.0	
	都府県	858,666	719	2.0	1.4	663,310	713	1.5	標本数を維持するため
小麦	全国	33,140	508	—	—	26,298	396	—	
	北海道	13,286	110	3.0	×	11,769	106	3.0	
	都府県	19,854	398	2.5	×	14,529	290	2.5	
小麦(田)	全国	—	—	—	—	12,848	207	—	
	北海道	—	—	—	—	3,484	25	—	
	都府県	—	—	—	—	9,364	182	—	
小麦(畑)	全国	—	—	—	—	13,450	189	—	
	北海道	—	—	—	—	8,285	81	—	
	都府県	—	—	—	—	5,165	108	—	
二条大麦	—	6,436	69	5.0	×	6,728	70	4.0	標本数を維持するため
六条大麦	—	1,643	45	5.0	×	2,191	47	5.0	
はだか麦	—	571	40	5.0	×	1,097	38	4.0	
そば	—	23,495	121	5.0	6.3	17,354	112	5.5	標本数を維持するため
大豆	全国	42,740	421	—	—	32,769	398	—	
	北海道	6,610	73	4.0	4.0	7,108	76	4.0	
	都府県	36,130	348	3.0	2.9	25,661	322	3.5	標本数を維持するため
大豆(田)	全国	—	—	—	—	19,032	229	—	
	北海道	—	—	—	—	2,683	27	—	
	都府県	—	—	—	—	16,349	202	—	
大豆(畑)	全国	—	—	—	—	13,737	169	—	
	北海道	—	—	—	—	4,425	49	—	
	都府県	—	—	—	—	9,312	120	—	
原料用かんしょ	—	5,269	68	3.0	3.4	2,243	63	3.5	標本数を維持するため
原料用ばれいしょ	—	2,337	75	2.0	2.1	1,942	71	2.0	
なたね	—	574	53	7.0	×	523	45	7.0	
てんさい	—	7,160	70	2.0	2.4	6,381	68	2.5	標本数を維持するため
さとうきび	—	15,031	110	3.0	3.9	10,451	114	3.0	
牛乳	全国	16,767	422	—	—	12,123	402	—	
	北海道	5,991	234	1.0	1.2	4,861	239	1.0	
	都府県	10,776	188	2.0	1.6	7,262	163	2.0	
子牛	—	35,193	188	2.0	1.9	28,390	208	2.0	
乳用雄育成牛	—	565	53	3.0	3.1	415	39	3.0	
交雑種育成牛	—	1,373	60	3.0	2.4	1,041	47	3.0	
去勢若齢肥育牛	—	8,056	299	2.0	0.9	6,087	221	1.0	標本数を維持するため
乳用雄肥育牛	—	1,184	84	2.0	1.4	623	74	2.0	
交雑種肥育牛	—	1,798	96	2.0	2.7	1,305	63	2.0	経営体の経営戦略の違い等 (牛の購入価格)による
肥育豚	—	2,003	100	2.0	1.8	1,329	91	2.0	

(2-2)生産費調査(組織法人経営体)

区分	現行					今回			
	母集団数 (2015センサス)	報告者数	目標精度	実績精度	目標精度とのかい離が 特に大きくなった理由	母集団数 (2020センサス)	報告者数	目標精度	目標精度を変更した理由
米	—	7,492	125	3.0	2.6	9,394	176	3.0	
小麦	—	1,922	65	3.0	×	2,577	100	3.0	
大豆	—	3,126	85	3.0	4.2	3,835	171	3.0	近年の大雨、台風被害に起因する豊凶作変動による

注:小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦及びなたね生産費については、まだ現行調査体系での調査結果の公表を行っていないため実績精度を「×」とした。

農業経営統計調査の公表時期

統 計	公 表 時 期	
	概要	詳細
営農類型別経営統計		
個人経営体 法人経営体 農業経営体	翌年 10 月 →翌年 12 月	翌々年 3 月
農畜産物生産費統計（個別経営体）		
米	翌年 10 月	翌々年 3 月
小麦 二条大麦 六条大麦 はだか麦 なたね	翌年 6 月	翌々年 3 月
そば 大豆 原料用かんしょ 原料用ばれいしょ さとうきび	翌年 8 月	翌々年 3 月
てんさい	翌年 7 月 →翌年 8 月	翌々年 3 月
牛乳 去勢若齢肥育牛 乳用雄肥育牛 交雑種肥育牛 子牛 乳用雄育成牛 交雑種育成牛 肥育豚	翌年 10 月 →翌年 12 月	翌々年 3 月
農産物生産費統計（組織法人経営体）		
米	翌年 10 月	翌々年 3 月
小麦	翌年 6 月	翌々年 3 月
大豆	翌年 8 月	翌々年 3 月